

受信料体系の変遷・過去の検討経緯

公共放送の在り方に関する検討分科会
事務局

1 受信料体系の変遷

受信料体系及び受信料額の変遷①(NHK設立～消費税導入)

年月	受信料体系・受信料額の変更内容等	受信料月額(円)					
		ラジオ	テレビ		衛星		特別契約
			カラー	普通	カラー	普通	
S25.6	放送法に基づき 日本放送協会設立 (聴取料から受信料へ)	35	—	—	—	—	—
S26.4	(受信料額引き上げ)	50	—	—	—	—	—
S28.2	テレビ放送の開始により テレビとラジオの二本立て に	50	—	200	—	—	—
S29.4	(受信料額引き上げ)	67※ ¹	—	300	—	—	—
S34.4	(受信料額引き上げ)	85	—	300	—	—	—
S37.4	「すべての放送の受信契約」(契約甲)と「ラジオ放送のみの受信契約」(契約乙)に組み換え ※ ²	50	—	330	—	—	—
S43.4	「カラー契約」と「普通契約」に組み換え (「ラジオ放送のみの受信契約」(契約乙)廃止)	—	465	315	—	—	—
S51.6	(受信料額引き上げ)	—	710	420	—	—	—
S55.5	(受信料額引き上げ)	—	880	520	—	—	—
S59.4	口座振替料金※ ³ の新設	—	1,040 (990)	680 (630)	—	—	—
H1.4	消費税導入(3%)	—	1,070 (1,020)	700 (650)	—	—	—

※¹ 3ヶ月で200円を徴収

※² 契約甲の受信料を330円、契約乙の受信料を50円と設定。

※³ 訪問集金(集金取扱者への支払)に加え、口座振替(預金口座等からの自動振替による支払)及び継続振込(金融機関等における継続払い込みによる支払)が新設。以下、括弧内が口座振替の金額。

受信料体系及び受信料額の変遷②(衛星放送開始～現在)

年月	受信料体系・受信料額の変更内容等	受信料月額(円)				
		テレビ		衛星		特別契約
		カラー	普通	カラー	普通	
H1.8	衛星放送の本放送化により5類型化 ※4	1,070 (1,020)	700 (650)	2,000 (1,950)	1,650 (1,580)	1,040 (990)
H2.4	(受信料額引き上げ)	1,370 (1,320)	890 (840)	2,300 (2,250)	1,820 (1,770)	1,040 (990)
H9.4	消費税率引き上げ(5%)	1,395 (1,345)	905 (855)	2,340 (2,290)	1,850 (1,800)	1,055 (1,005)
H19.10	普通契約のカラー契約への統合により3類型化 ※5	1,395 (1,345)		2,340 (2,290)		1,055 (1,005)
H20.10	訪問集金廃止による受信料額の本化	1,345		2,290		1,005
H24.10	(受信料額引き下げ)※6	1,225 (1,275)		2,170 (2,220)		955 (1,005)
H26.4	消費税率引き上げ(8%)	1,260 (1,310)		2,230 (2,280)		985 (1,035)
R1.10	消費税率引き上げ(10%)※7	1,260 (1,310)		2,230 (2,280)		985 (1,035)
R2.10	地上・衛星契約ともに2.5%の受信料引き下げ予定	1,225 (1,275)		2,170 (2,220)		955 (1,005)

※4 カラー契約、普通契約、衛星カラー契約、衛星普通契約、特別契約(難視聴地域または営業用移動体における衛星契約)の5類型に分類。

※5 地上契約(地上系のテレビ受信契約)、衛星契約(衛星系及び地上系のテレビ受信契約)、特別契約の3類型に分類。

※6 以下、上段は口座・クレジット支払の金額。括弧内は継続振込による金額。

※7 令和元年10月の消費税引き上げに際しては、受信料額を据え置き。

2 受信料体系に関する過去の検討

2-1 総務省における検討

年 受信料体系に関する検討内容等

S41 受信料の支払義務化を含む放送法改正法案の提出(審議未了のため廃案)

S55 受信料の支払義務化を含む放送法改正法案の提出(審議未了のため廃案)

H18 「通信・放送の在り方に関する懇談会」

H19 「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する検討会」

H27～ 「放送を巡る諸課題に関する検討会」

概要

- 郵政大臣の諮問機関である「臨時放送関係法制調査会」が「“契約”という語を用いることは、実際の法律関係を誤解させるおそれがある。(略) 直接に支払義務を規定し、法律関係を簡明にすることが望ましい」と答申。
- 「臨時放送関係法制調査会」答申を受け、「受信契約の締結義務」を、「受信料の支払義務」に改正する法案を国会に提出。(罰則規定なし)
- 衆・逓信委で審議を行うものの、与野党で折衝した共同修正案の策定の際、受信料支払義務以外の条文について、与党内での党議がまとまらず時間を要し、国会閉会のために審議未了で廃案。

概要

- 郵政大臣の諮問機関である「臨時放送関係法制調査会」が「“契約”という語を用いることは、実際の法律関係を誤解させるおそれがある。(略) 直接に支払義務を規定し、法律関係を簡明にすることが望ましい」と答申。
- 「臨時放送関係法制調査会」答申を受け、「受信契約の締結義務」を、「受信料の支払義務」に改正するほか、受信設備設置の通知義務、延滞金の規定を追加する法案を国会に提出。(罰則規定なし)
- 法案提出後、審議が行われないうちに、衆議院が解散したため審議未了で廃案。

概要

- 技術革新が進展する中、より便利な通信・放送サービスが提供を促すとともに、通信・放送に対する国民の疑問等に明確な回答を示すために設置された総務大臣の懇談会。
- 平成18年1月に検討を開始、同年6月に「通信・放送の在り方に関する懇談会」報告書を取りまとめ。

構成員

久保利	英明	弁護士
菅谷	実	慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授
林	敏彦	放送大学教授
古川	亨	慶応義塾大学教授
松原	聡	東洋大学教授 (座長)
宮崎	哲弥	評論家
村井	純	慶応義塾大学教授
村上	輝康	野村総合研究所理事長

※敬称略 肩書は当時

「通信・放送の在り方に関する懇談会」報告書（平成18年6月6日）概要

(受信料制度の改革)

公共放送の維持のためには、不祥事の続発の結果生じた大規模な受信料不払いの問題を解決することが必要不可欠である。また、大量の受信契約の未契約等そのまま視聴する事例が余りに多い現状を看過することはできない。

そのためには、上述の様々なガバナンス強化やチャンネルの削減、組織のスリム化等の措置によりNHKの公共性を絞り込んだ上で、過大な水準にある受信料徴収コストを出来る限り削減するとともに、現行の受信料を大幅に引き下げ、NHKの再生に対する国民の理解を得ることが必要である。それを前提に受信料支払いの義務化を実施すべきである。その後更に必要があれば、罰則化も検討すべきである。

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)

(NHK関連)

- ・ NHK内部の改革を進めた上で、受信料引き下げのあり方、受信料支払いの義務及び外部情報の活用についての検討を早急に行い、必要な措置を取る。その後、更に必要があれば、罰則化も検討する。

受信料支払義務化の見送り

(菅総務大臣閣議後会見(平成19年3月23日)抜粋)

- ・ NHKが、受信料引き下げも視野に入れた経営計画を本年の9月に提出するという状況下においては、受信料支払義務化だけ先行することは、到底、国民の理解を得られない。

における検討

概要

- 受信料を取り巻く環境変化を踏まえ、国民の視点に立ち、正確な受信料負担者数の把握及びそれに基づく公平で透明性のある受信料体系について検討することを目的に、平成19年6月から開催。同年11月に「第一次報告書」、平成20年7月に「最終報告書」を取りまとめ。
- 検討内容は以下のとおり。
 - (1) 契約率算定の母数となる世帯数・事業所数等基礎的データの精査
 - (2) 世帯及び事業所における受信料体系の課題（割引等）
 - (3) 衛星受信料体系の課題
 - (4) 今後の受信料体系の在り方 等

構成員

菅谷	実	慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授
鳥居	昭夫	横浜国立大学経営学部教授
中村	清	早稲田大学国際教養学術院教授（座長代理）
新美	育文	明治大学法学部・法科大学院教授
長谷部	恭男	東京大学法学部教授
飛田	恵理子	東京都地域婦人団体連盟生活環境部副部長
舟田	正之	立教大学法学部教授（座長）
山内	弘隆	一橋大学大学院商学研究科長・商学部長
山下	東子	明海大学経済学部教授

における検討

●「第一次報告書」(平成19年11月14日)の概要

検討項目	提言概要
(1) 契約率算定の母数となる世帯数・事業所数等の基礎的データの精査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 世帯数の推計は、信頼性を高めるため、「住民基本台帳」に基づく世帯数の活用の検討が望ましい。 ○ 事業所(ホテル・旅館等)における「テレビ設置室数」について、信頼性を確保するための不断の取組を行うとともに、国民・視聴者に対し、その信頼性について十分な説明を行っていくことが必要。
(2) 世帯及び事業所における受信料体系の課題(割引等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受信料の公平負担を図るためには、世帯や事業所の社会的実態等を勘案しつつ、受信料の公平・公正性確保の観点から、複数の要素に検討を加え総合的な判断がなされるべき。その際、例えば、以下のような要素が検討されることが適当。 <ul style="list-style-type: none"> ア 従来の受信料体系改定の考え方との整合性 イ 一部の者への割引の導入により他者に過剰な負担を強いる結果とならないか ウ 割引導入により減収となり、公共放送の質の低下につながらないか エ 割引導入により不公平感の解消が図られ、契約率、支払率の上昇につながるか ○ 受信料体系の改定に当たっては、国民・視聴者から見た透明性の確保の観点から、NHKにおいて「パブリックコメント」などの国民・視聴者の意見を聴取する機会を設け、改定を公表する際には、「パブリックコメント」などの意見・要望等に対するNHKの考え方を明らかにすべき。
(3) 衛星受信料体系の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住環境の変化等の外部環境の変化によって「衛星放送を受信できる受信機を設置した者」に分類された者について、受信実態に変化がない場合、地上契約を継続できるよう 受信規約の改正等の適切な措置が講じられるべき。 ○ <u>ただし、受信料は視聴の有無に関わらず国民が公共放送たるNHKの業務の維持運営のための経費を負担するものであり、この原則が維持されるよう、フリーライダーの防止など具体策が検討されるべき。</u>
(4) 今後の受信料体系の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>2011年の「完全デジタル化元年」に向け、衛星放送の有料放送化や、受信契約の一本化も含め、NHKの衛星放送の在り方について早急な検討を行うことが求められる。</u>

における検討

●「最終報告書」(平成20年7月2日)の概要

検討項目	提言概要
(1) 受信料体系の見直しの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受信料制度は、NHKが公共放送としての使命を果たすため、その事業運営を支える制度として設けられたものであり、NHKが財政の根幹を成す受信料収入を安定的に確保し、その使命を確実に遂行するためには、受信料の公平負担の確保が重要。 ○ 受信料体系は、環境変化を踏まえつつ、受信料の公平負担の観点から不断の見直しが求められるもの。ただし、<u>既存の受信料制度の変更には、視聴者の負担や「特殊な負担金」という受信料の性格等への影響も想定されるため、十分に慎重な検討が必要。</u>
(2) 今後の衛星受信料体系の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ○ NHKが財源の根幹をなす受信料収入を安定的に確保し、NHKがその使命を確実に遂行するためには、受信料の公平負担の確保が重要であるが、現在の衛星受信料体系は、以下のような課題に直面している。 <u>課題①:受信環境の変化による意図しない衛星受信の取扱い</u> <u>課題②:衛星契約の契約率の低迷※への対処</u> ※平成19年3月で71.3% ○ 課題の解決に向けて、<u>「受信メッセージ機能の活用強化」「地上契約と衛星契約の一本化」「衛星放送のスクランブル化」</u>等について検討。 ○ <u>「受信メッセージ機能の活用強化」は、課題②については、一定の効果が期待。</u> ○ <u>「地上契約と衛星契約の一本化」をした場合、上記の課題を解消することはできるものの、</u>受信料額を地上契約の水準に一本化すればNHKの減収により衛星放送の継続が困難となり、地上契約の大幅な負担増に理解を求めるのを困難である点を考慮すれば、少なくとも<u>現時点では、現実的な考え方とは言いがたい。</u> ○ <u>「衛星放送のスクランブル化」をした場合、NHKの性格・役割を念頭に、対価料金制度を導入することが適当かという点について十分に慎重な検討が必要。</u> ○ 引き続き、直面する課題に対処し、受信料の公平負担の確保を図るための衛星受信料体系の在り方について、不断の見直しが行われることが必要。

- 「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する検討会」取りまとめを受け、NHKでは「平成21～23年度NHK経営計画」において、受信料支払率向上のため、「衛星デジタル放送の受信確認メッセージの活用強化」を掲げ、施策の一つとして、BSデジタル放送の受信確認メッセージについて表示の拡大を実施。

(参考)

▶ 「平成21～23年度NHK経営計画」

方針8. 受信料を公平に負担していただくための取り組みを強化します。

受信機の普及が続いている衛星放送については、効果的・効率的に契約を増やしていくことが課題です。衛星契約については、衛星デジタル放送のメッセージ機能の活用を強化し、受信契約を申し出ていただけるよう働きかけを強めます。

(従来のメッセージ)



(変更後のメッセージ)



(NHKオンライン「受信確認メッセージ」の表示拡大について」より作成)

●「第一次取りまとめ」(平成28年9月9日) 抜粋①

第3章 今後の具体的な対応の方向性

(3) 新たな時代の公共放送 ～NHKの業務・受信料・経営の在り方の一体的な改革～

②今後の受信料の在り方

NHKは、放送事業者として自主的・自律的に放送番組の編集等を行うとともに、国民・視聴者が負担する受信料によって運営される特殊法人である。

受信料は、NHKが、公共の福祉のために、豊かで、かつ、良い放送番組を放送するという公共放送の社会的使命を果たすために必要な財源を、広く国民・視聴者が公平に負担するという特殊な負担金と位置付けられている。

NHKの放送事業者としての番組編集等に関する自主性・自律性は当然に確保される必要がある。その上で、NHKは、国民・視聴者からの受信料で運営される特殊法人であるという観点から、しっかりとしたコスト意識をもって、効率的・効果的な取組を行うことが当然に求められる。

こうした視点の下、受信料の在り方については、今後の業務の在り方等を踏まえ、受信料の公平負担を確保し、国民・視聴者に納得感のあるものとするという観点から、今後検討していく必要がある。

●「第一次取りまとめ」(平成28年9月9日) 抜粋②

○ インターネット時代への対応

第1章で述べた通り、近年の環境変化により、特に若年層におけるテレビ普及率の低下傾向が見られるなど、従来型のテレビによる視聴環境に変化が見られ、今後受信料収入の減少も予想されるところ、受信料制度については、国民・視聴者のニーズを踏まえ、インターネット時代に即した国民へのサービス提供と公平負担を両立させた、インターネット活用業務の財源の在り方について受信料制度の中での位置付けも含め今後検討していくことが必要である。

なお、当然のことながら、こうした検討の際には、国民・視聴者の理解・納得を得られる形で行うことが必要であることはいうまでもない。

●「第一次取りまとめ」(平成28年9月9日) 抜粋③

○ 支払率の向上、営業経費の合理化・効率化、国民・視聴者への還元

受信料の支払率については、2015年度(平成27年度)末現在、約77%となっており、NHK経営計画2015-2017年度において、2017年度(平成29年度)末までに支払率80%を目指すとしているところ、NHKの経営の合理化、不公平の解消あるいは財政の健全化という観点から、受信料の支払率の向上に向けた取組や業務の合理化・効率化は、今後も引き続き求められるほか、その利益を国民・視聴者へ適切に還元していくことが重要である。

そのため、これまでの取組状況も踏まえつつ、具体的には、以下のような点について、構成員から指摘があったことを踏まえ、引き続き検討していくことが必要である。

- ・ 契約収納活動の実態を見ると、訪問数に比して契約に至る割合が極めて低いなど、かけるコストに比べて、効果が限定的である状況等を踏まえ、その効率化に向けた取組について、制度的な整備も含めて検討すべきではないか
- ・ 衛星付加受信料について、海外において別料金を取っている先進国は見られないこと、衛星契約率の着実な増加等により受信料収入が増加傾向にあること、いわゆる受動受信問題が生じていることなども踏まえ、地上契約と衛星契約の区分やその受信料水準など、受信契約の在り方について見直すべきではないか

●「第一次取りまとめ」(平成28年9月9日) 抜粋④

○ 受信料水準、事業収入支出の規模、支出の適正性について適時適切に評価・レビューを行う仕組の構築

受信料水準については、いわゆる総括原価方式により算定されており、事業収入や支出の規模と併せて、毎年度提出される収支予算等により明らかにされ、経営委員会による議決を経て、国会の承認を経ることとされている。

受信料水準の算定に当たっての総括原価方式は、一定期間の原価をベースに料金を算定するものであり、定期的にレビューを行うことを前提としたものであるが、現実的には、受信料水準を定期的に見直す仕組はなく、適切な収入額の在り方などについての検討は必ずしも十分になされていないとの指摘がある。

こうした実態を踏まえ、番組編集等に当たっての自主性・自律性を確保しつつ、国民・視聴者が負担する受信料によって運営される特殊法人として適正な経営を確保する観点から、受信料水準や業務の規模等について客観的に評価が行われることが重要であり、そのための仕組を構築することが求められる。

具体的には、受信料収入の適切性、あるいは番組制作費等の支出の規模等の適切性について、専門性を有する第三者によるチェック等の仕組の構築等について、構成員から指摘があったことを踏まえ、引き続き検討していくことが必要である。

2-2 NHKにおける検討

NHK受信料制度等専門調査会(平成22年～23年)

- 平成22年9月、NHK会長による諮問を受け、公共放送の機能の持続的発展を前提に、専門的知見に基づく検討を実施。
- 「フルデジタル時代における受信料制度及びその運用のあり方について」として、
 - (1) フルデジタル時代における受信料と受信契約に関する当面の諸課題について
 - (2) 中期的な視野で、財源制度にも留意した公共放送のあり方について
 - (3) NHKに求められる会計制度等についてを具体的な諮問内容とし、平成23年7月答申。

NHK受信料制度等検討委員会(平成29年～現在)

- 平成29年2月、放送と通信の連携の進展、視聴態様の変化、世帯数の伸びの鈍化などの環境の変化を踏まえ、経営計画の検討等に資する観点からも、放送と通信の融合時代に即した受信料制度やその運用のあり方について検討する常設の外部有識者会議を設置。
- 同月、NHK会長から「常時同時配信の負担のあり方について」(同年7月答申)「公平負担徹底のあり方について」(同年9月答申)「受信料体系のあり方について」(同年9月答申)を諮問。
- 同年12月、「受信料体系のあり方について」についての答申を踏まえ、NHKから示す受信料体系の変更に係る具体案(受信料の負担軽減関連)に関し、現行の受信料制度との整合性や受信料の負担の公平性等の観点から、妥当性について諮問(「受信料体系の変更に係る具体案について」(平成30年1月答申))。